

# 連絡事項

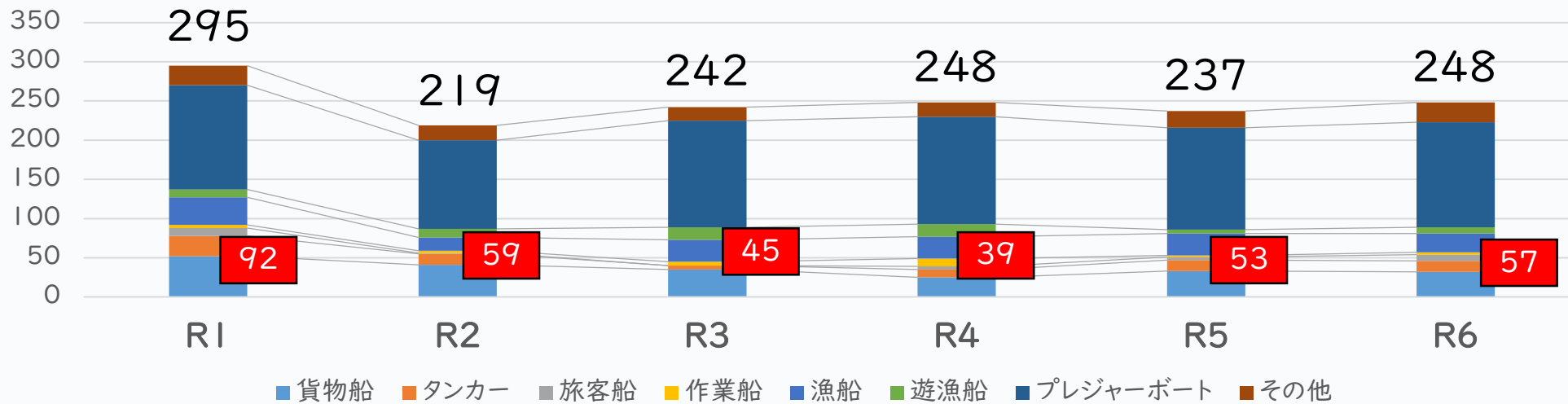
---

第三管区海上保安本部  
交通部

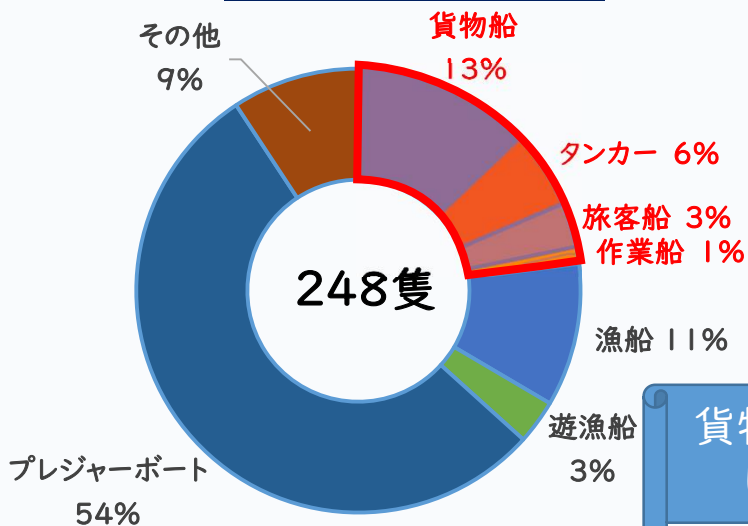
※ 00 貨物船、タンカー、旅客船、作業船の計

## 海難の推移 (暦年)

【単位: 隻】



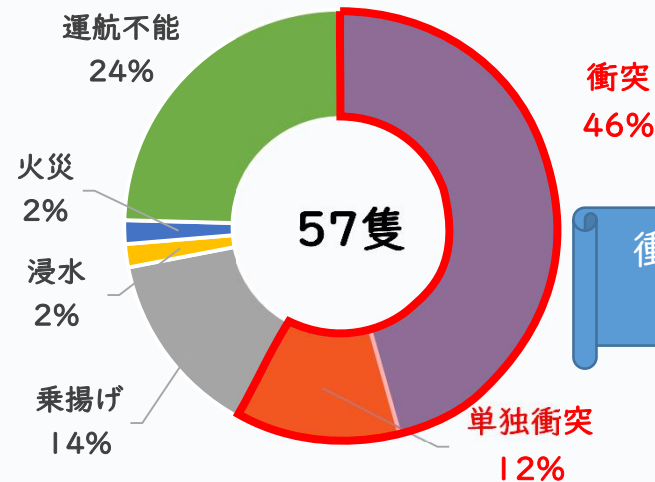
## 船舶の種類別 (R6)



貨物船等の事故は、約20%

## 海難の種類別 (R6)

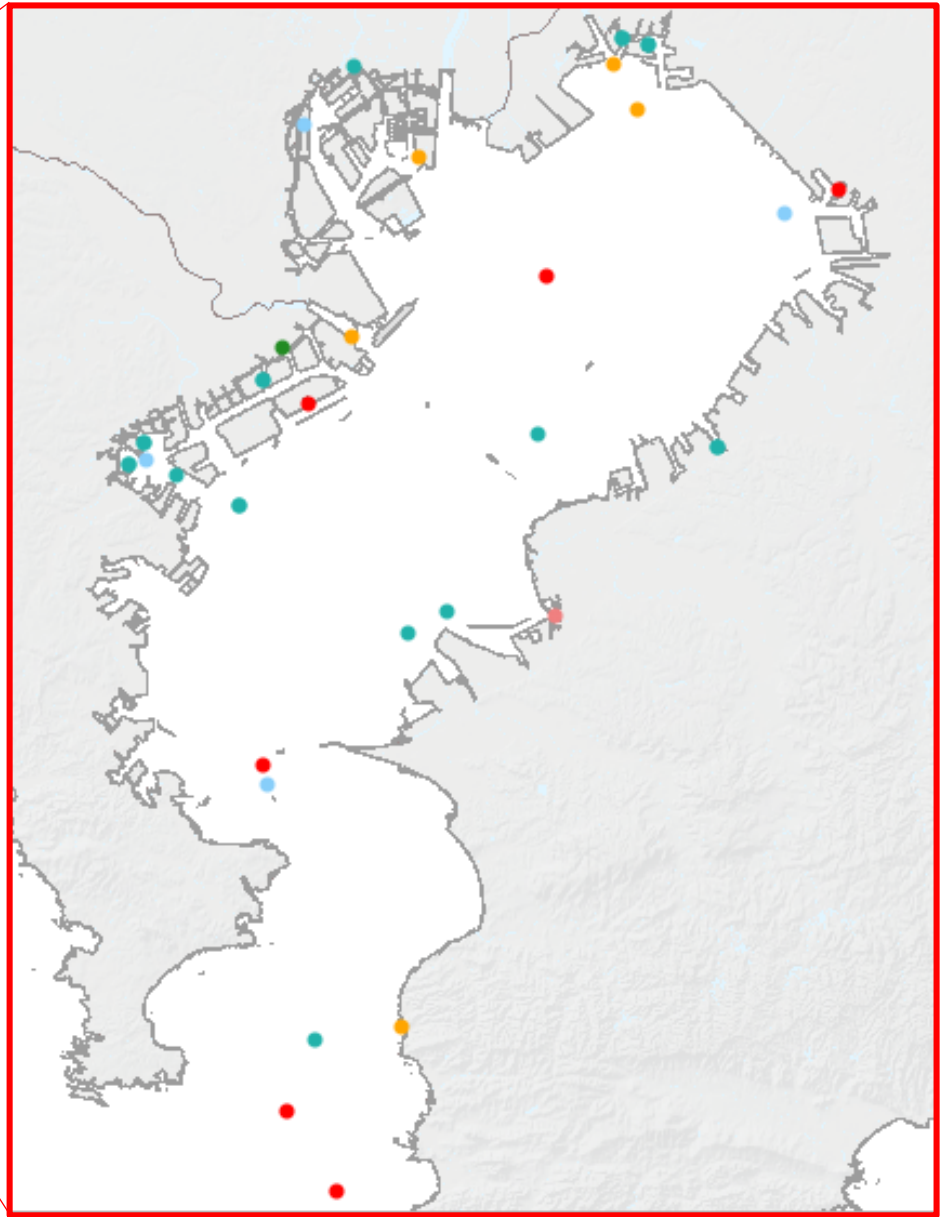
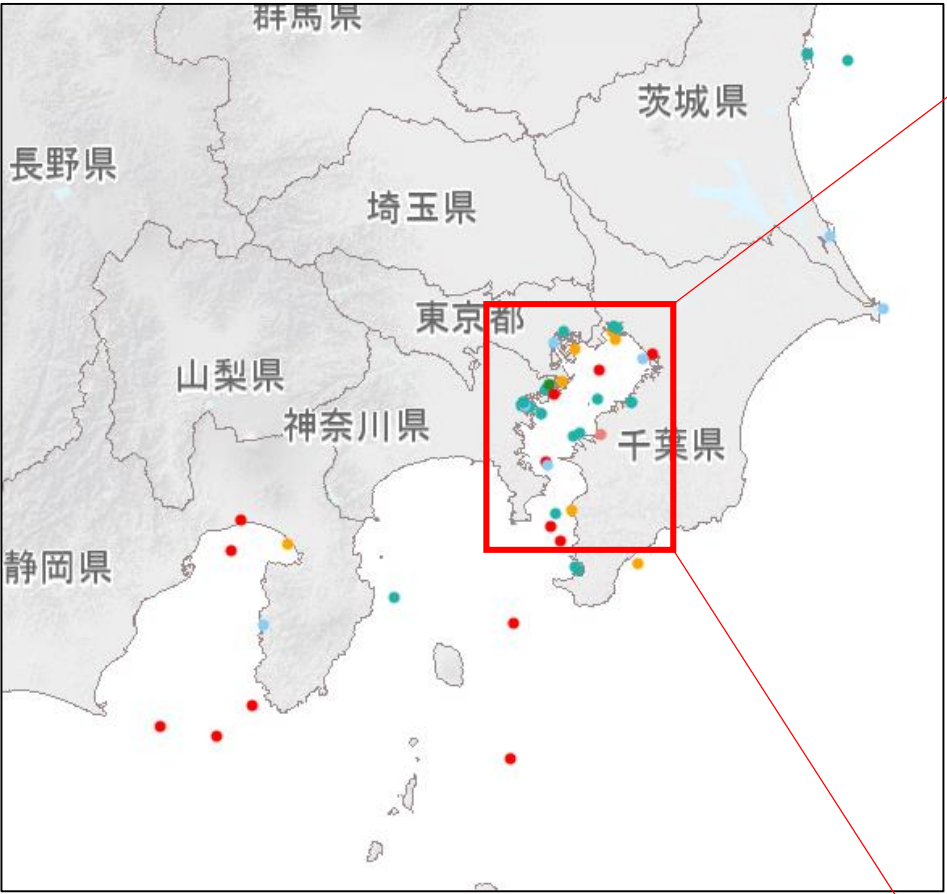
<貨物船、タンカー、旅客船、作業船>



衝突・単独衝突が、約60%

## 貨物船等海難発生状況 (R6)

### 東京湾



- 衝突 (Collision)
- 浸水 (Flooding)
- 単独衝突 (Solo Collision)
- 火災 (Fire)
- 乗揚 (Overturning)
- 運航不能 (Operational Failure)

## R3.7.1 海上交通安全法等の一部を改正する法律 施行

～ 令和3年7月1日「改正海上交通安全法」が施行 ～

### 東京湾における 湾外避難・入湾回避等の 勧告・命令制度等について

東京湾

令和3年7月1日「改正海上交通安全法」  
が施行され、以下の制度が始まりました

- 湾外避難** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾外への避難等を勧告します。
- 入湾回避** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾への入湾回避を勧告します。
- 走錨防止対策** 強風が予想される場合、東京湾アクアライン周辺海域へ走錨対策の強化等を勧告します。
- 新たな情報提供等** 強風が予想される場合、一定の海域へ東京湾海上交通センターから情報提供等を行います。

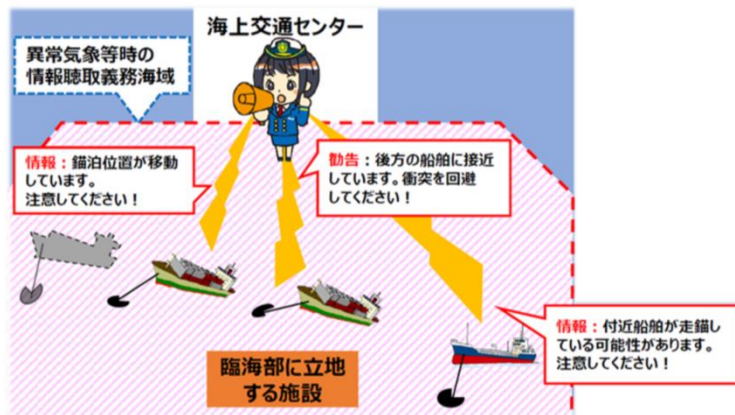
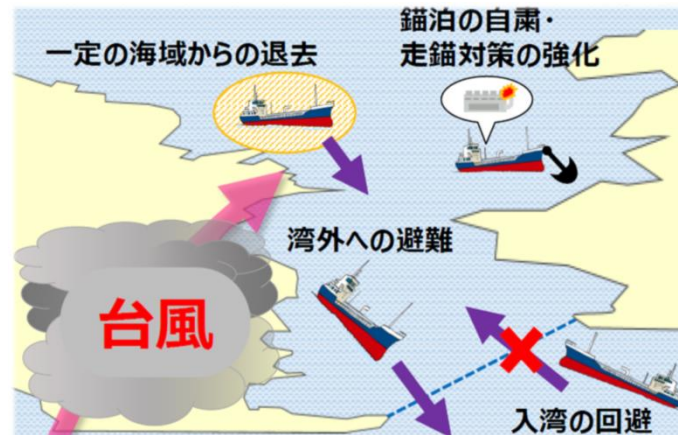
特に勢力が強い台風など

第三管区海上保安本部

湾外避難

入湾回避

走錨対策強化



情報提供等



## ☑ 湾外避難の勧告

東京湾\*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾\*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

### ☞ 高リスク船等\*2

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾\*1外の海域へ避難すること。

### ☞ 高リスク船等\*2以外の船舶

東京湾\*1外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

## ☑ 入湾回避の勧告

東京湾\*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾\*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

### ☞ 高リスク船等\*2

勧告発令以降、東京湾\*1への入湾を回避すること。

### ☞ 高リスク船等\*2以外の船舶

台風の強風域が東京湾\*1に到達する12時間前以降、東京湾\*1への入湾を回避すること。

## \*1 東京湾

- 千葉県洲埼灯台から神奈川県劔埼灯台まで引いた線以北の海域

## \*2 高リスク船等

- 長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
- 総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- 積荷積載率が10%以下の船舶



## ☑ 走錨対策強化の勧告

東京湾アクアライン周辺海域\*3において平均風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。

### ☑ 東京湾アクアライン周辺海域\*3へ錨泊する船舶

- VHF16chの常時聴守、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

\*3 東京湾アクアライン周辺海域(走錨対策強化海域)

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域(東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く)



## ☑ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

各対象海域\*4において、走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。

東京湾海上交通センターから、対象海域\*4に錨泊・航行等する対象船舶\*4に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

\*4 対象海域及び対象船舶

● LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域(右図①)、総トン数500トン超の船舶

● 東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里円内の海域(錨泊制限海域を除く)(右図②)、長さ50m以上の船舶



## 東京国際空港周辺海域における 走錨海難防止対策について



令和元年6月28日から、以下のとおり、港則法の規定に基づき、荒天時において、東京国際空港(羽田空港)周辺の2海里の海域(※略図参照)が、錨泊制限海域となりました。



問い合わせ先 東京海上保安部航行安全課 TEL 03-5564-2022(又は2023)

## 錨泊自粛勧告

### 勧告発令目安

平均風速20m/sが見込まれる**4時間前**

### 措置内容

1. 錨泊制限海域に錨泊しないこと。
2. 錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。

【ココがポイント👉】

海事関係者、施設管理者、官公庁の関係者が当事者意識をもって船長をサポート

沿岸域情報提供システム **すぐに役立つ!**

# 海の安全情報

Maritime Information and Communication System

海の安全情報で提供している様々な情報

## 1 緊急情報

海上保安庁が発表する緊急情報をリアルタイムに提供しています。

- 提供情報
  - 地震、津波、ミサイル発射に関する情報
  - 台風、接近、津波の発生に伴う湾内における避難勧告等に関する情報
  - 船舶の衝突、油の流出等の海難・事故に関する情報
  - 船舶の航行の制限・禁止に関する情報など



広域緊急情報



海難の発生



海上工事



気象警報・注意報



気象現況



ライブカメラ

ホームページ  
電子メール



テレホンサービス  
(気象現況のみ)



## 2 海上安全情報

海上工事・海上行事による交通規制情報等を提供しています。

## 3 気象警報・注意報等

気象庁が発表する気象警報・注意報等をリアルタイムに提供しています。

- 提供情報
  - 特別警報、気象警報・注意報、津波警報・注意報、地方海上警報、電巻注意情報

## 4 気象現況

日本沿岸の灯台等の航路標識等で観測した気象情報(風向、風速、気圧、波高)を30分間ごとに更新し、提供しています。

## 5 ライブカメラ

航路標識等に設置したライブカメラの動画・画像を提供しています。

## 緊急情報配信サービス

事前に登録されたメールアドレスに、海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報、気象現況等を配信するサービスを提供しています。

### ●配信する情報

- 海上保安庁発表の緊急情報
- 気象庁発表の気象警報・注意報等
- 気象現況



このあとの「緊急情報配信サービスの登録方法」にメールアドレスの登録方法について紹介していますのでご覧ください!



配信メールの一例

海の安全情報		
【緊急情報】湾外避難・入湾回避勧告(東京湾)		
発表日時	2025年4月1日	発表部署 第三管区海上保安本部
対象海域	東京湾	
対象期間		
備考		
内容	台風第4号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第49条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>20xx年x月x日xx:xx~勧告を解除するまで</li> </ul> </li> <li>対象対象海域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾(湾内の港則法適用港を含む)</li> </ul> </li> <li>勧告内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【湾外避難】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京湾内にある高リスク船等は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難すること。ただし、対象外となる船舶あり。</li> <li>(2) 東京湾内にある高リスク船等以外の船舶は、東京湾外への遡泊等を含む避難準備・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。</li> </ul> </li> <li>【入湾回避】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京湾に入湾しようとする高リスク船等は、入湾を回避すること。ただし、対象外となる船舶あり。</li> <li>(2) 高リスク船等以外の船舶は、15日22:00以降、東京湾への入湾を回避すること。ただし、対象外となる船舶あり。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>高リスク船等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー</li> <li>・長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船</li> <li>・総トン数5千トン以上の漁業用船舶(漁化ガス船を除く。)</li> <li>・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船</li> <li>・総積載容量(現在の積載量/乾貨重量トン×100)が10%以下の船舶</li> </ul> </li> </ol> 令和7年x月x日xx:xx 第三管区海上保安本部長	
	(※例：三管区地境前航行警 番号第xxx号 x月x日xx:xx(発表))	

## 緊急情報配信サービスの登録方法

### Step1 登録用ページにアクセス

- 下記URLにアクセスしてください。  
 スマートフォン・PC向け登録ページ  
<https://www.7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html>  
 携帯電話向け登録ページ  
<https://www.7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>
- 利用規約をご確認いただき、下記アドレスに空メールを送信します。  
[regist@ap.mics.kaiho.mlit.go.jp](mailto:regist@ap.mics.kaiho.mlit.go.jp)  
※迷惑メール対策機能をご利用中の方は、ドメイン指定受信設定に「mics.kaiho.mlit.go.jp」を追加して下さい。
- すぐに案内メールが返信されますので、メール本文に記載されたURLをクリックして下さい。

スマホ・PC向け



携帯電話向け



## 海の安全運動

「海の安全運動」は、海の安全運動推進連絡会議を中心に、官民一体となって海難防止の啓発活動に取り組むものです。

毎年、マリナーレジャーを主な対象とした「春・夏・秋の事故ゼロキャンペーン」と一般船舶等を対象とした「霧・台風海難ゼロキャンペーン」を展開しています。

海の事故を防ぐため、みなさんも海の安全について考えてみませんか。目指せ海の事故ゼロ!!



### 2025年 海の安全運動キャンペーン期間

春の事故ゼロキャンペーン 2025.4.19(日) ▶ 5.6(日)

霧海難ゼロキャンペーン 2025.5.11(日) ▶ 5.31(日)

台風海難ゼロキャンペーン 2025.6.10(日) ▶ 6.30(日)

夏の事故ゼロキャンペーン 2025.7.16(日) ▶ 8.31(日)

秋の事故ゼロキャンペーン 2025.10.1(日) ▶ 10.10(日)

### ウォーターセーフティガイド

ウォーターアクティビティ(海辺でのレジャー活動)を安全に無事故で楽しむための総合情報サイトです。



\*イメージ図です

ウォーターセーフティガイドで

アクティビティ別の安全情報

地域のローカルルール

アクティビティに関するコラム

等々……



### 海の安全情報

全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、海に関する緊急情報などを提供するサイトです。



\*イメージ図です

海の安全情報で

灯台などで観測した気象現況

気象警報・注意報など

海の緊急情報

等々……



## 海の安全運動

### 2025

“海の安全”

～一人ひとりが考えよう～



目指せ、海の事故ゼロ!!



海上保安庁への緊急通報 **118** 番



海の安全運動推進連絡会議  
第三管区海上保安本部 (公社)東京湾海難防止協会



## 海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部  
(公社)東京湾海難防止協会

JMC 日本海事センター  
補助事業